

放置車両確認事務の委託手続等に関する事務取扱規程

平成17年5月25日

公安委員会規程第2号

[沿革] 平成28年3月公安委員会規程第3号、6月第6号改正

放置車両確認事務の委託手続等に関する事務取扱規程を次のように定める。

放置車両確認事務の委託手続等に関する事務取扱規程

(趣旨)

第 1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づく茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務に関し、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「確認事務委託手続規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(登録及び登録更新に関する通知書の交付)

第 2条 確認事務委託手続規則第2条の規定による登録又は登録の更新の申請を受け、審査した結果、登録簿に登録することとしたときは、当該法人に対し、登録・登録更新通知書（様式第1号）を交付するものとする。

(登録及び登録更新の拒否に関する通知書の交付)

第 3条 前条の審査の結果、登録を拒否することとしたときは、当該法人に対し、その理由を付した登録・登録更新申請に関する通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(認定考查)

第 4条 確認事務委託手続規則第10条第1項各号に掲げる者の技能及び知識の審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査に準じて行う考査（以下「認定考查」という。）を実施して行うものとする。

(合格の取消し)

第 5条 修了考査及び認定考査の受検者が不正の手段により合格した者であることが判明したときは、その合格を取消し、当該受検者に対し、合格取消し通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(駐車監視員資格者証不交付に関する通知書の交付)

第 6条 確認事務委託手続規則第11条の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請を受け、審査した結果、駐車監視員資格者証の交付を拒否することとしたときは、当該申請者に対し、駐車監視員資格者証不交付通知書（様式第4号）を交付して拒否を行うものとする。

(適合命令書の交付)

第7条 放置車両確認事務に係る登録法人等（以下「確認機関」という。）が法第51条の9の規定による適合命令を発することが適當であると認めるときは、当該確認機関に対し、適合命令書（様式第5号）を交付して命令を行うものとする。

(登録取消し処分通知書の交付)

第8条 確認機関が法第51条の10各号のいずれかに該当し、登録の取消しをすることが適當であると認めるときは、当該確認機関に対し、登録取消し処分通知書（甲）（様式第6号）を交付するものとする。ただし、第10条第2項の聴聞に出頭しなかった者に対しては、登録取消し処分通知書（乙）（様式第6号の2）を交付するものとする。

(駐車監視員資格者証返納命令書の交付)

第9条 駐車監視員資格者証の交付を受けた者（以下「駐車監視員」という。）が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当し、駐車監視員資格者証の返納を命ずることが適當と認めるときは、当該駐車監視員に対し、駐車監視員資格者証返納命令書（甲）（様式第7号）を交付するものとする。ただし、次条第2項の聴聞に出頭しなかった者に対しては、駐車監視員資格者証返納命令書（乙）（様式第7号の2）を交付するものとする。

(聴聞等)

第10条 確認機関に対して適合命令を行うときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「聴聞等規則」という。）に基づき、弁明の機会を付与しなければならない。

2 登録の取消し又は駐車監視員資格者証の返納命令を行うときは、行政手続法及び聴聞等規則に基づき、聴聞を行わなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、確認事務の委託手続に係る事務に関し必要な事項は、茨城県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

(様式略)